

びやかされるのではないかと憂慮される。われわれは、今こそ原子力政策が原子力基本法に精神に徹すべきであるとする。

政府においては、わが国における原子力の研究・開発・利用が平和目的以外に逸脱することのないよう、原子力基本法を厳守されることを要望する。

4-45

庶発第248号 昭和34年5月1日

科学技術庁長官臨時代理

国務大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 兼 重寛九郎

大学教官の待遇改善について（勧告）

標記のことについて、本会議第28回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

大学教官の待遇改善については、昨年10月開催の第27回総会の議を経て、同年12月3日付で政府に勧告したが、その一部の実現をみただけである。

この問題の重要性にかんがみて、前の勧告の主旨が十分に生かされるよう重ねて要望する。

（参考添付資料）

前回の勧告文……………番号197参照

4-46

庶発第250号 昭和34年5月1日

文部大臣 橋本龍伍 殿

日本学術会議会長 兼 重寛九郎

中央教育審議会の答申「教員養成制度の改善方策について」（勧告）

標記のことについて、本会議第28回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

この答申は、戦後確立された大学の理念からはなれて、かつての師範教育の復活を招くおそれがある。

とくに大学に関して、国が一定の基準を定め、その維持について必要な指導監督を行うこととなれば、大学の性格をそこなりだけでなく、学問研究の自由を、おびやかすおそれがある。

よつて、政府はこの答申の取扱いについては十分慎重を期せられたい。

4-47

庶発第321号 昭和34年5月15日

文部大臣 橋本龍伍 殿

日本学術会議会長 兼 重寛九郎

国立大学の人文・社会科学系教官の研究費の増額について（勧告）

標記のことについて、本会議第28回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。